平成２９年（フ）第６７号
山梨県南都留郡忍野村内野4663番地
破産者　有限会社北富士工業
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第７０８号
北九州市小倉北区米町１丁目５番15号
破産者　株式会社がにはみ北九州
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４号
北海道北見市幸町２丁目４番12号
破産者　株式会社神戸
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
青森県三戸郡三戸町大字八日町40番地
破産者　有限会社松傳商店
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９１３号
仙台市泉区館２丁目９番地の３
破産者　有限会社紀文屋
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
山形県鶴岡市大西町33番16号
破産者　有限会社喜竜
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１９号
山形県鶴岡市渡前字太田40番地
破産者　株式会社美郷ファーム
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１４９号
茨城県土浦市飯田2127番地
破産者　有限会社ウエスタンファーム
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４号
千葉県柏市手賀の杜２丁目６番地16、開始決定時の住所千葉県柏市大島田91番地22
破産者　薄　　岩男
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４９号
千葉県野田市花井159番地の６
破産者　濵野　義則（旧姓南）
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７００号
千葉県柏市塚崎1094番地２
破産者　中野　　誠
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０７号
千葉県我孫子市新木野１丁目17番１号
破産者　髙橋　　優
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３５号
千葉県柏市大室1191番地40　アートライフ105号
破産者　大塚　　仁
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０３０号
東京都中央区銀座４丁目14番６号
破産者　株式会社ビービー・コム
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１４号
埼玉県志木市柏町１丁目８―24―214
破産者　鈴木　　勝
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３９号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目１－７－７Ｆ
破産者　株式会社ハートバーン
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８号
堺市堺区南島町４丁148番地４
破産者　株式会社ホーエイテック
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６９号
大阪府高石市千代田１丁目27番22号
破産者　有限会社イカワ
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
千葉県富里市御料884番地７（レオパレス一加205）
破産者　川口　幸一
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７０号
千葉県四街道市四街道1522番地102
破産者　株式会社三陸優友
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３７９号
千葉県成田市東町786番地１（エムエー浅間407）
破産者　鋤柄　大介
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部